

特許料金等の改定について（案）

平成 26 年 11 月
特 許 庁

1. 料金改定検討の背景

我が国企業が海外企業との激しいグローバル競争に勝ち抜き、世界の市場を獲得していくためには、その優れた技術力を知的財産として有効に活用していくことが重要である。また、国内地域経済を支える企業等についても、製造業のみならずサービス業を含めた幅広い業種において知的財産権の積極的な活用が図られることが、地域経済活性化等の観点から重要である。

前回特許料等の改定を措置した平成 20 年改正法の附則において、「施行後 5 年を経過した場合において、（中略）施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、また、本年 7 月に決定された「知的財産推進計画 2014」（知的財産戦略本部決定）においても、「更にイノベーションの促進に資する効果的な料金制度とすべく、見直しを検討し、必要な措置を講ずる」こととされている。

このため、特許特別会計における中長期的な収支見通しも踏まえ、知的財産権の取得・維持等に係る企業等の負担を軽減し、知的財産権の利用拡大を通じた企業競争力強化及び経済活性化を図る観点から、特許料金等の引下げを含む料金改定について検討する。

2. 特許特別会計における中長期的な収支見通し

現行の料金体系において、特許特別会計の中長期的な収支見通しを試算したところ、特許部門及び商標部門において、今後中長期的に収入が支出を上回り、特許特別会計全体として歳入の拡大が見込まれることとなった。これらを踏まえ、特許特別会計の収支相償の原則の下、今後、中長期的に見込まれる収入増を財源とした料金引下げについて検討する。

3. 料金引下げの具体的検討

（1）料金引下げを行う部門について

- ① 特許部門と商標部門において、今後中長期的に収入が支出を上回ることが見込まれること、
- ② 海外企業とのグローバル競争が激化していく中で、特許権の利用拡大を

促すため、特許権の取得及び維持に係る企業等の負担軽減を図ることが、我が国の企業競争力を強化する上で重要であること、

- ③ 商標権は、製造業に属する企業や大企業・グローバルに活動する企業のみならず、サービス業に属する企業や地域で活動する中小企業・地域ブランドの確立を図る団体等にも幅広く活用される知的財産権であり、商標権の取得及び維持に係る負担軽減を図ることが、更なる利用拡大を促し、我が国経済の活性化を推進する上で重要であること、

などを踏まえ、特許部門及び商標部門において料金引下げを行うことを検討。

(2) 料金引下げの検討に当たっての留意点

料金引下げの検討に当たっては、特許特別会計が、収支相償の原則の下、中長期的に安定的な運営が行われるべきものであることを前提に、料金引下げの水準等について検討を行うことが必要である。

また、特許特別会計における今後の収支は、経済情勢の変化など様々な要因による影響を受ける可能性があることから、新料金の施行から一定期間経過後に施行状況等について確認し、必要に応じて見直しを検討することが必要である。

(3) 特許部門における料金引下げの検討

特許料を一律に一定程度引下げることにより、企業等の特許権維持に係る負担を軽減し、特許権の利用促進を図る。また、特許出願料を併せて一定程度引下げ、企業等の特許出願に係る負担を軽減し発明の奨励を図る。

料金引下げの具体的水準については、特許特別会計の中長期的な収支見通しも踏まえて決定する。

(4) 商標部門における料金引下げの検討

商標設定登録料及び更新登録料を一定程度引下げることにより、企業等の商標権の取得及び維持に係る負担を軽減し、商標権の取得・利用の促進を図る。

料金引下げの具体的水準については、特許特別会計の中長期的な収支見通しも踏まえて決定する。

4. 料金改定に係るその他の検討事項

(1) 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る料金体系改定の検討

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る調査手数料、予備審査手数料等に関し、今後の出願動向、海外の料金水準、我が国特許庁における実

費等も勘案しつつ、日本語及び英語の別に料金設定を行う体系に改めることについて検討する。

(2) 検討の背景

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願（以下、「PCT出願」という）に係る調査手数料、予備審査手数料等については、国際出願推進等の政策的観点から、実費に比べ低水準の料金設定としており、出願において用いる言語にかかわらず画一的な料金体系としている。

他方で、実際には、日本語による出願に比べ、英語による出願の方が、1件当たりの実費は大きいものとなっているのが実情である。

全世界においてPCT出願件数が年々増加しており、我が国特許庁が受理するPCT出願の件数についても、企業活動のグローバル化等に伴って増加傾向にある。

また、我が国特許庁は、これまで、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン及びベトナムの各国の特許庁で受理したPCT出願について、国際調査等の受入れを行う機関として対応してきたところであるが、来年4月からは、米国特許庁が受理したPCT出願についても、我が国特許庁が国際調査等の受入れを開始することを予定している。

このような背景の下、今後、我が国特許庁において、英語によるPCT出願に対応すべき件数が拡大することが見込まれるところである。

このため、PCT出願に係る調査手数料、予備審査手数料等に関し、出願人間の公平性確保や、出願人に対し適切な出願行動を促す観点から、今後の出願動向、海外の料金水準、我が国特許庁における実費等も勘案しつつ、日本語及び英語の別に料金設定を行う体系に改めることについて検討する必要がある。

(3) 当面の具体的な料金水準

当面の具体的な料金水準に関し、日本語に係る料金水準については、国際出願推進等の政策的観点から、引き続き実費を下回る水準の現行料金を据え置く方向で検討する。

英語に係る料金水準については、実費を下回る水準としつつも、日本語に係る料金設定とのバランス、今後の出願動向、海外の料金水準等も踏まえて検討する。